

健康保険及び厚生年金保険の滞納保険料に過誤納付 が判明した場合の延滞金の取扱いについて(回答)

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「滞納した健康保険及び厚生年金保険の保険料について、請求し過ぎ、又は払い過ぎによる納付（以下「過誤納付」という。）がある場合、保険料を遡及・更正した上で延滞金を計算すべきである」等の意見を得ました。これを踏まえて、平成27年3月27日に厚生労働省にあっせんし、同年7月1日に回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

健康保険及び厚生年金保険の保険料については、過誤納付がある場合、日本年金機構では、超過分については、「保険料の繰上げ納付」とみなし、将来6か月間の保険料に充当処理している。

一方、滞納した保険料（以下「滞納保険料」という。）に過誤納付が判明した場合、遡っての保険料の更正は行われないため、延滞金は当初の滞納保険料に賦課されたままとなる。

この場合、当初の滞納保険料に賦課された延滞金と実際の保険料に賦課される延滞金との差額については、充当処理がなされることもなく、また、還付も行われなない。このような処理は、国民感情として納得できるものではないので、延滞金についても、遡って延滞金額を算出する方法により、還付ができるよう制度を改正してほしい。

（注） 本件は、行政相談委員（滋賀県）が受け付けた相談である。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 事業者から滞納保険料に過誤納付の申出がある場合には、その申出の原因となった届出に基づく保険料額から算出した延滞金を適用すること。
- ② 事業所に対して、保険料及び延滞金の計算方法を周知するとともに、被保険者資格に係る届書の提出漏れについて注意喚起すること



（回答要旨）

厚生労働省では、次の措置を講ずることを検討中である。

- ① 滞納保険料の元保険料に更正減が生じたときは、延滞金の計算の基礎となる保険料については、その更正減された保険料額とするため、i) 日本年金機構のシステムを改修し、ii) システム改修までの間、手作業により対応することとし、そのためのマニュアルを整備する。
- ② パンフレットや日本年金機構のホームページにより、事業所への周知・広報に努めてきたところ。パンフレット等の内容を見直す際には届出漏れの注意喚起にも留意し、見直すことを検討する。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、尾崎

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>